

動物愛護法改正成立

動物実験については一切改正されず

東さちこ（NPO法人地球生物会議（ALIVE）スタッフ）

今年 8 月 29 日、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）の改正が成立し、9 月 5 日に公布されました。動物取扱業の規制強化が行われるなど、それなりの改正とはなりましたが、私たちが特に求めてきた動物実験施設の登録制や動物実験の 3 R^{*}の強化などは全く盛り込まれず、実験動物に関連する条文は一切改正が行われませんでした。（※ 「代替、使用数の削減、苦痛の軽減」の 3 つを指します。日本は、苦痛の軽減以外の 2 つは義務事項となっていません。）

動物愛護法の改正は今回で 3 回目ですが、またしても、諸外国のような法制度の一部を整えることすらできない結果になりました。昨年環境省が行ったパブリックコメントでは動物実験に対する規制を求める声が 2 万 4 千件も寄せられており、日本にも一定の世論があるにもかかわらず、非常に残念なことです。

思えば、そのパブリックコメント後、環境省の小委員会はこの問題については結論を出さず、いわゆる両論併記のとりまとめを行いました。改正は議員立法で行われることになり、民主党が今年初めにワーキングチームを立ち上げて与党案の検討を行っていましたが、そこでも関連の項目が削除されるに至りました。その際の経緯は、下記に転載した当会会報記事のとおりです。その後、与野党間で実務者協議が 9 回も行われましたが、実験動物については議論されず、出てきた改正法案には一切何も盛り込まれていませんでした。

結局のところ、各党内には業界の意向を大きく背負った医師や元研究者などの国会議員がおり、全会一致をめざす議員立法では合意形成がむずかしい現実があります。そもそも、環境省の検討課題にこの論点が入っただけでもありがたかったのかもしれませんが、それほど、日本は利害関係者の力が強く、取組みが遅れていると言えます。

今後は次の改正へ向けた戦略を練らなければならなりません。幸い今回の改正では、衆議院の委員会決議と参議院の附帯決議に以下の内容が盛り込まれました。法的拘束力のあるものではありませんが、これを根拠に国に対して検討を促していく必要があると考えています。市民社会と科学のあり方にかかわる大きな問題のひとつかと思いますので、関係の皆様にもご協力をお願いできれば幸いです。

衆議院環境委員会・決議／参議院環境委員会・附帯決議より

七. 実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

※与党案から動物実験施設の届出制等の項目が削除された際の経緯は、下記の記事のとおりです。（当国会報より、関係する部分を抜粋）

動愛法改正民主党骨子案 ～法改正は一步前進、ただし実験動物は置き去りに～

地球生物会議（ALIVE）会報「ALIVE」103号より

http://www.alive-net.net/law/kaisei2012/kosshian_yotou.htm

2012年5月31日、第12回民主党環境部門会議動物愛護対策ワーキングチームが開催され、動物愛護法改正の与党骨子案が発表されました。動物実験以外は、私たちの要望が反映されているところも多いようです。

法案成立への流れ

今回の法改正は、環境省中央環境審議会動物愛護部会の小委員会で検討され、その後、議員立法で改正を行うことが決定されました。与党民主党では、環境部門会議の中に動物愛護対策ワーキングチーム（WT）を設け、法案の骨子案を作成しました。

詳細な検討については、WT役員会で議論が重ねられ、5月31日、第12回動物愛護対

策WTの場で最終的な与党案骨子が示されました。この案は、その場で了承となったため、さらに民主党内の手続きとして、親会である環境部門会議での合意を経て、政策調査会役員会での了承のもと、今国会への法案登録がおこなわれることとなります。

党内での手続きが終わると、与野党協議に入り、骨子案についての各党の意見調整が行われます。しばしば、与野党での修正協議は、政治的取引の材料に使われることが多く、この段階で大きく覆されることもありますので、要注意です。今後の与野党協議でどのようによくなるか、悪くなるか、見ていかなければなりません。

与野党協議で改正案が了承されると、条文化され国会（環境委員会）にかけられ、全会一致で成立することになります（本会議）。

議員立法では、このような政党間の協議の内容が表に出ることが少なく、国会の議事録に残されないという問題があります。

実験動物に係る届出制等は削除

議論が重ねられていた実験動物の届出制等については、医学・製薬業界からの反対のロビー活動が強力に行われ、このままでは法案の成立を遅らせることになりかねないということで、今回の骨子案から削除するという決定がなされました。

しかし、動物実験施設の届出制が流されたのといっしょに、3Rの義務規定を設けるという案も一緒に流されてしまったのは、まったく信じがたいことです。3Rの義務化といっても、実験施設の所在さえわからない状態で、何の法的強制力もないものであるのに、学会や製薬業界が猛反対したために流されてしまった模様です。

※改正された動物愛護法の内容については、下記のリンク先をご参照ください。

施行は来年の9月とされており、今年度中に政省令等の整備が行われます。環境省は2回のパブリックコメントを予定しているとのことですので、ご関心をお寄せいただけましたら幸いです。

ここが変わる！ 動物愛護法改正のポイント

地球生物会議（ALIVE）会報「ALIVE」104号より

<http://www.alive-net.net/law/kaisei2012/kaisei2012.htm>